

2022年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

財務報告実務検定 開示様式理解編 重要ポイント & 精選問題

EY新日本有限責任監査法人 編著

財務報告の重要ポイントを効率よく学習
豊富な確認問題付きの公式サブテキスト！



リンケージ・パブリッシング

LINKAGE

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー、開示）することが法令等により義務付けられていますが、この財務報告実務を担うためには、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」等に基づく報告のルールや、財務報告書類の作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲に学ぶ必要があります。

しかも、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されるとともに、決算早期化の傾向が続いており、開示実務の現場では改正箇所のフォロー・決算早期化への実務対応に苦慮する局面も少なくありません。

こうした中、膨大な財務報告の知識を効率的に学習できる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっていますが、検定事務局には、「受験したいが、仕事が忙しくて十分な勉強時間がとれない」「重要ポイントを効率的に学びたい」といった声がしばしば寄せられます。

そこで、財務報告実務のポイントを効率的に学び、「財務報告実務の全体像」をつかんでいただくことを狙いとして作られているのが本書です。

本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキストのサブテキストとして、文字通り公式テキストの「ポイント」を整理して解説しています。具体的には、財務報告実務や財務報告実務検定・開示様式理解編における重要性に応じて解説に濃淡を施しており、また、単元ごとに設けられた選択式問題を解くことで知識の定着が図れるよう工夫されています。さらに、第6章においては財務報告実務検定・開示様式理解編と同様の出題スタイルによる問題も掲載し、本試験問題にも慣れていただけるよう配慮しています。

本書が、財務報告実務を効率よく身に付けるとともに、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格に向けた学習の一助となれば幸いです。

最後に、本書の執筆にご尽力いただいた EY 新日本有限責任監査法人の皆様、また、本書の出版の機会を与えていただくとともに編集をご担当いただいたリンテージ・パブリッシングの岩村信寿様に感謝の意を表します。

執筆にあたって

本書は、財務報告の監査実務に従事している公認会計士が、財務報告実務検定・開示様式理解編を受験する方や、検定の受験を志す方以外でも網羅的に財務報告の基礎知識を得たい方に向けて執筆した、財務報告の要点整理本です。

昨今、上場企業の経理、財務、IR に関する実務担当者やこれらの職種を志す人にとって、財務報告（「ディスクロージャー」「開示」とも言われることもあります）に関する知識の取得やアップデートは欠かせません。そのため財務報告に関する知識を体系だって学び、その成果を確認することができる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっています。その一方で、業務が多忙な受験生などから、「受験する前に学んだ知識の要点整理を行いたい」、「財務報告の重要ポイントをもっと効率的に学びたい」といった強いニーズがあります。

そのため本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した「財務報告検定・開示様式理解編公式テキスト」のサブテキストと位置づけて、文字通り公式テキストの「要点」を「整理」して解説する構成をとりながら、財務報告実務検定・開示様式理解編の重要度に応じて解説に濃淡を施し、また column（コラム）に実務で有用な情報を盛り込んで、読者が目的や熟練度に応じて利用することを可能にしました。

また、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されますので、本書では今般の企業結合に関する会計基準及び関連する他の会計基準等の改正や改正会社法に関するトピック等を織り込んだ改訂作業を行っております。

本書がみなさまの財務報告実務に関する学習の一助となれば幸いです。

最後に本書の発刊にあたりお世話になりました日本 IPO 実務検定協会及びリネージ・パブリッシングの編集担当諸氏に心から御礼申し上げます。

2021 年 7 月

執筆者一同

第1章 財務報告概論 ————— 7

1. 【ディスクロージャーの体制と年間スケジュール】 重要度 A …………… 9
2. 【本決算スケジュール】 重要度 A …………… 14
3. 【金融商品取引法①】 重要度 B …………… 19
4. 【金融商品取引法②】 重要度 B …………… 22

第2章 有価証券報告書 ————— 25

1. 【主要な経営指標等の推移】 重要度 B …………… 27
2. 【沿革】 重要度 C …………… 33
3. 【事業の内容】 重要度 B …………… 34
4. 【関係会社の状況】 重要度 A …………… 37
5. 【従業員の状況】 重要度 A …………… 43
6. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 重要度 C …………… 47
7. 【事業等のリスク】 重要度 C …………… 48
8. 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 重要度 B … 49
9. 【経営上の重要な契約等】 重要度 C …………… 54
10. 【研究開発活動】 重要度 C …………… 55
11. 【設備の状況】 重要度 B …………… 56
12. 【株式等の状況】 重要度 C …………… 59
13. 【自己株式の取得等の状況】 重要度 C …………… 63
14. 【配当政策】 重要度 C …………… 64
15. 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 重要度 B …………… 65
16. 【連結貸借対照表】 重要度 A …………… 75
17. 【連結損益計算書】 重要度 A …………… 86
18. 【連結包括利益計算書】 重要度 B …………… 94
19. 【連結株主資本等変動計算書】 重要度 B …………… 97
20. 【連結キャッシュ・フロー計算書】 重要度 B …………… 98
21. 【継続企業の前提に関する事項】 重要度 B …………… 102
22. 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 重要度 A …………… 105
23. 【注記事項 連結貸借対照表関係】 重要度 A …………… 115

24. 【注記事項 連結損益計算書関係】重要度 A	119
25. 【注記事項 連結包括利益計算書関係】重要度 C	122
26. 【注記事項 連結株主資本等変動計算書関係】重要度 B	123
27. 【注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係】重要度 B	126
28. 【注記事項 金融商品関係】重要度 B	128
29. 【注記事項 有価証券関係】重要度 B	135
30. 【注記事項 デリバティブ取引関係】重要度 B	138
31. 【注記事項 退職給付関係】重要度 B	140
32. 【注記事項 スtock・オプション等関係】重要度 C	144
33. 【注記事項 税効果会計関係】重要度 B	143
34. 【注記事項 資産除去債務関係】重要度 C	147
35. 【注記事項 賃貸等不動産関係】重要度 C	147
36. 【注記事項 収益認識関係】重要度 A	148
37. 【注記事項 セグメント情報等】重要度 A	152
38. 【注記事項 関連当事者情報】重要度 B	158
39. 【注記事項 1株当たり情報】重要度 A	161
40. 【注記事項 重要な後発事象】重要度 C	166
41. 【連結附属明細表 社債明細表】重要度 C	167
42. 【連結附属明細表 借入金等明細表】重要度 C	168
43. 【連結附属明細表 資産除去債務明細表】重要度 C	169
44. 【連結財務諸表 その他】重要度 C	170
45. 【単体開示の簡素化】重要度 B	171
46. 【貸借対照表】重要度 C	174
47. 【損益計算書】重要度 C	175
48. 【株主資本等変動計算書】重要度 C	177
49. 【財務諸表注記事項の取扱い】重要度 C	178
50. 【注記事項 損益計算書関係】重要度 C	180
51. 【注記事項 株主資本等変動計算書関係】重要度 B	181
52. 【注記事項 有価証券関係】重要度 C	182
53. 【附属明細表 有価証券明細表】重要度 C	183

54. 【附属明細表 有形固定資産等明細表】重要度 B	184
55. 【附属明細表 引当金明細表】重要度 C	187
56. 【主な資産及び負債の内容】重要度 C	188
57. 【独立監査人の監査報告書】重要度 C	189

第3章 四半期報告書、内部統制報告書 ——— 191

1. 【四半期報告書】重要度 B	193
2. 【財務報告に係る内部統制】重要度 C	213

第4章 適時開示 ————— 217

1. 【概論】重要度 B	219
2. 【決算短信】重要度 B	222
3. 【四半期決算短信】重要度 C	230
4. 【その他の適時開示】重要度 C	232

第5章 会社法 ————— 233

1. 【概論】重要度 B	235
2. 【招集通知】重要度 C	236
3. 【事業報告】重要度 B	238
4. 【連結計算書類及び計算書類等】重要度 C	255
5. 【監査報告書】重要度 C	258

第6章 問題編 ————— 259

2. 【本決算スケジュール】

要点整理

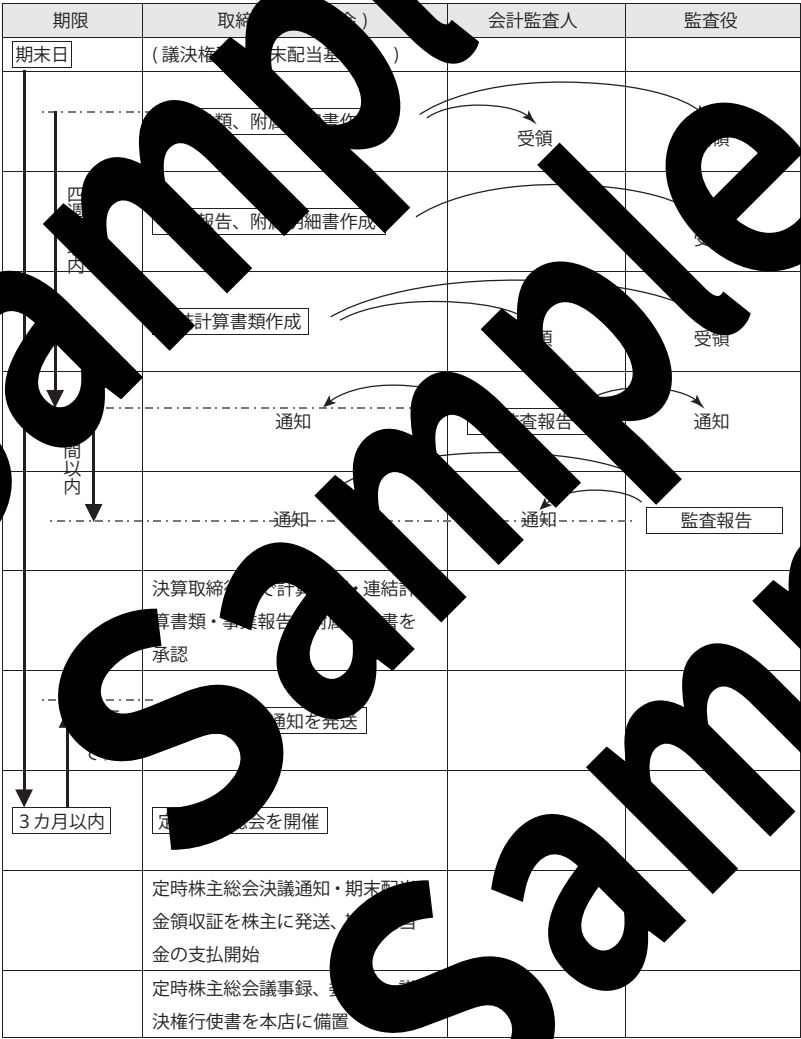
- ・本決算スケジュールを作成する場合、必ず各法務の法定スケジュールを把握しておくことが重要である。
- ・本決算では、印刷会社、株主総会管理、会計監査人（公認会計士又は監査法人）、ディスクロージャー係部署、証券取引所、管轄財務局等との調整が必要。
- ・会社法上の公開会社は、定時株主総会の少なくとも2週間前までに株主総会召集通知を送送する必要がある。
- ・定時株主総会の招集通知に添付される計算書類（連結計算書類）には会計監査人及び監査役会の監査報告書が添付されるため、会社からは監査に必要の回数を確保している。
- ・監査報告書は定時株主総会終了後、管轄財務局に提出されるが、定時株主総会前に提出することも認められている。
- ・証券取引所に対して決算短信の提出を行うが、通常に決算発表予定日の登録を求められる。

1 本決算スケジュール例

本決算では、法令等により作成・提出を求められている書類が多岐にわたる（取締役会等、社内関係者への重要事項説明会、株主総会決議による最終決裁を受けなければならないこと）ため、決算日程のスケジュールングが重要となる。3月決算を前提とした本決算スケジュール例は以下のとおりであり、実務上は担当部署も認識された、より詳細なスケジュール表が作成される。

2 会社法決算に基づく本決算スケジュール

本決算スケジュールを構築していくにあたり、最も制約が多いのが会社法である。取締役の業務執行の結果の報告書と連結財務書類を適切に監査するため、会社法では会計監査人及び監査役の監査期間が、必要な日数を確保しているためである。



3 有価証券報告書の提出

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づき、通常は定時株主総会終了後に管轄財務局に提出する。その際、添付書類として、定時株主総会招集通知、決議通知、(場合によっては)定款等も併せて提出することとなる。

なお、定時株主総会提出前に有価証券報告書を提出することも可能となっている。この場合、株主総会に提出される有価証券報告書の添付書類に、定時株主総会において承認を受けた事業報告(とうぎ)と計算書類・事業報告を追加する。

4 証券取引所の対応

証券取引所としては、決算発表の際に決算短信を提出する。決算の属する月の月末翌日(決算翌日)の登録が求められ、事前に登録した決算発表日が前日(前日)のような場合、証券取引所の担当者に相談し調整する必要がある。決算短信以外に、有価証券報告書や決算取締役会決議通知(きぎつ)等の取引所の会社管理のために提出される報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、その他一般投資家に公表される報告書があり、これらの提出を提出するよりも本決算スケジュールを組み込んでおく必要がある。

その他の関与者との調整

株主総会招集通知等には、原則として書面で株主に送付する必要がある。印刷会社との調整が必要である。上場会社においては、証券代行業務を株主名簿管理会社に委託しているため、株主名簿管理人との調整も必要となる。

▶▶▶確認

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1 決算短信の発行日を登録した以上、その登録日を変更することは許されない。
- 問2 会社法上、取締役は計算書類及び附属明細書を作成し、会計監査人及び監査役に提出しなければならない。
- 問3 会社法上、取締役は事業報告及びその附属明細書を作成し、会計監査人及び監査役に提出しなければならない。
- 問4 有価証券報告書は、必ず定時株主総会の開会前に提出される。

▶▶▶解説

問1 誤り

上場会社は、証券取引所に決算発行者が定時に登録することが求められている。もっとも実際の決算発表日が登録の定日と前後することが見込まれる場合には、証券取引所の発行者登録の期日調整することができる。

問2 正しい

計算書類及び附属書類は、会計監査人の監査対象であるとともに、監査役監査の対象になるためである。

問3 誤り

事業報告及びその附属明細書は、監査役の業務監査の対象になるのみであり、会計監査人の会計監査の対象ではない。そのため、会社法では会計監査人に提出する義務は求められていない。

問4 正しい

株主総会招集通知よりも開示情報の充実した有価証券報告書を用いて株主の議決権行使を促進し企業に対するインセンティブの向上を図るという観点から、定時株主総会に有価証券報告書を提出することが可能となっている。

1. 【主要な経営指標等の推移】

要点整理

- ・連結と個別に関する経営指標を一覧したものである。一般的に「ハイライト情報」と呼ばれる。
- ・規則等の改正等により経営指標等の算出に大きな変動がある場合には、数値の継続性の観点からその要旨等を脚注することが望ましい。
- ・潜在株式が有る等の場合には潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に付記記載し、その旨(理由)を記載することが望ましい。
- ・経営指標のうち以下の項目はその計算にあたり注意が必要である。なお1株当たり情報等の計算については、「注記事項 1株当たり情報」を参照。

a 自己資本比率、自己資本利益率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}}$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{親会社（支配）に属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2}$$

計算に用いる自己資本は、(純資産額－株式引受権－新株予約権－支配株主持分（連結の場合）)は、自己資本比率を計算する場合に期末の値、自己資本利益率を計算する場合は期首・期末の平均値を用いるのが望ましい。

b 株価収益率

$$\text{株価収益率} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり当期純利益金額}}$$

計算に用いる株価は、期末のものである。ただし、当該株価が無い場合は、期末日前直近のにおける株価とする。また、分母の1株当たり当期純利益金額には、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を用いることができる。その場合はその旨を付記する。

c 株主総利回り

$$\text{株主総利回り} = \frac{\text{（各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの各期末あたり配当額の累計額）}}{\text{当事業年度の4事業年度前の末日の株価}}$$

株主総利回りとは、株式投資により得られる利益（配当とキャピタルゲイン）を投資額（株価）で割った比率をいう。

株主総利回りの計算に当たっては、1年となる当事業年度の5事業年度前が每期変わるため、期間において再計算する必要がある。

【株価の掲載】

- ・最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載したものである。
- ・開示府令第3号様式に記載上の注意）(35)、同第二号様式に記載上の注意）(36)において記載は以下のとおり。

（最近5年間の事業年度別最高・最低株価）

回次 （第○期）	1	2	3	4	5
最高（円）					
最低（円）					

- ・株式が金融商品取引所に上場されている場合は、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記する。
- ・2以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合は、種類ごとに記載する。

【記載例】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第46期 2011年3月	第47期 2012年3月	第48期 2013年3月	第49期 2014年3月	第50期 2015年3月
売上高 (百万円)	169,310	186,560	190,000	194,151	209,683
経常利益 (百万円)	6,394	5,764	6,158	6,362	4,395
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,478	2,035	2,251	2,702	1,294
包括利益 (百万円)	3,722	3,070	3,402	3,676	1,133
純資産額 (百万円)	60,410	62,523	64,235	64,062	64,062
総資産額 (百万円)	273,517	281,251	282,183	282,183	282,183
1株当たり純資産額 (円)	37.46	37.10	37.49	259.55	
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.37	11.85	11.85		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		11.83	11.09	6.94	
自己資本比率 (%)	6.6	7.0	4.7	31.3	31.3
自己資本利益率 (%)	55.7	59.6	61.7	11.1	11.1
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		5,262	5,900	7,600	
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,243	△3,804	△8,542	△15,033	△999
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,989	△3,737	13,512	△4,400	△4,400
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	18,970	14,434	24,760	24,373	197
従業員数 (名)	4,420	5,525	5,638	4,476	4,925
(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。	(681)	(852)	(811)	(521)	(521)

包括利益がマイナス(△)の場合は、「△1,133」として表示

「自己資本」の意義に留意

単位に留意

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第46期 2011年3月	第47期 2012年3月	第48期 2013年3月	第49期 2014年3月	第50期 2015年3月
売上高 (百万円)	133,710	149,217	161,237	161,237	161,237
経常利益 (百万円)	4,985	4,997	5,274	5,274	5,274
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,770	2,733	2,056	2,056	2,056
資本金 (百万円)	16,676	16,676	16,956	16,956	16,956
発行済株式総数 (株)	241,995	241,995	242,815	243,598	243,598
純資産額 (百万円)	50,439	52,313	55,684	55,684	55,684
総資産額 (百万円)	187,917	181,685	177,003	177,003	177,003
1株当たり純資産額 (円)	20.78	215.14	228.37	228.37	228.37
1株当たり配当金 (円)	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
1株当たり中間純利益金額 (円)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.22	11.13	11.29	8.46	8.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	11.13	11.26	8.44	8.44
自己資本比率 (%)	36.5	30.8	28.8	31.3	31.3
自己資本利益率 (%)	5.3	5.3	6.4	3.0	3.0
株価収益率 (倍)	58.9	59.4	64.8	8.0	8.0
配当性向 (%)	58.7	53.1	53.1	53.1	53.1
従業員数 (名)	4,298	4,638	4,638	4,638	4,638
(外、平均臨時雇用人員)	(595)	(78)	(692)	(780)	(780)

連結財務諸表を作成している場合、「持分法を適用している場合の投資利益又は損失の金額」を記載

中間配当金の項目

連結財務諸表を作成している場合、「営業活動・投資活動及び財務活動による各キャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高」を記載

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、0円と表示されています。

主要な経営指標等の脚注(数値の補足説明、変動の説明等)

1 ハイライト情報と会計上の変更及び誤謬の訂正との関係

ハイライト情報においては5年分の情報が記載されるが、会計上の変更及び誤謬の訂正により遡及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）については遡及処理を行わなければならない。しかし、前連結のもの（前連結会計年度（事業年度）より前の3年分）については留意が必要である。

なお、遡及処理をした場合、過去の財務諸表につき遡及処理を行った旨を注記しなければならない。

また、遡及処理を行うことが困難なものやハイライト情報の利用者が遡及処理によりかえって混乱する可能性のあるもの（株価収益率、資本金、発行済株式総数、1株当たり純資産額（1株当たり当期配当額）、配当比率）については、遡及処理しないことに留意する。

ハイライト情報

原則として、記載される各財務数値について最も最近（連結財務諸表に記載されている）金額が正しく転記されているかを確認する必要がある。また、1株当たり純資産額、従業員数、発行済株式総数、1株当たり配当額については、有価証券報告書の他の箇所にも記載がないため、内容の整合性に注意する必要がある。

▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判断せよ。

- 問1 【主要な経営指標等の推移】には、連結財務諸表提出会社であっても個別財務諸表に係る会社固有の指標等を記載しなければならない。
- 問2 【主要な経営指標等の推移】には、最近5連結会計年度（事業年度）の主要な経営指標等を記載する。この場合の最近5連結会計年度（事業年度）には、当連結会計年度（事業年度）は含まない。
- 問3 【主要な経営指標等の推移】の当連結会計年度（事業年度）は、投資判断に資するため、第2四半期主要な経営指標等に関する記載を併せて行う。
- 問4 【主要な経営指標等の推移】に記載される自己資本を計算する際に用いる自己資本は、期首・期末の自己資本を用いるのが適当である。
- 問5 【主要な経営指標等の推移】に記載される株価収益率を計算する際に用い

る株価は期末日のものであるため、出来高が無かったことにより期末日の株価が存在しない場合には、株価収益率の記載は不要であるとともに、その旨を脚注することが望ましい。

問6 【主要な経営指標等の推移】に記載する自己資本比率及び自己資本利益率を計算する際に用いる自己資本は、自己資本のうち株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分の連結の場合）並びにその他の包括利益累計額（連結の場合）を控除して算定される。

問7 【主要な経営指標等の推移】において週及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）及びその前年度のもの（表示されるすべての期間）についても週及処理を行う必要がある。

▶▶解説
 連結財務諸表を提出しない会社であっても、前連結会計年度（事業年度）の金銭的発行済株式総数、1株当たり配当額、配当性向は、連結財務諸表を提出する母会社の経営指標等として記載される。

誤り

最近5連結会計年度（事業年度）の経営指標等とは、当連結会計年度（事業年度）の前4連結会計年度（事業年度）及び当連結会計年度（事業年度）の経営指標等である。

問3 誤り
【主要な経営指標等の推移】は四半期に関する記載は行わない。有価証券報告書における四半期に関する記載は、**【経理の状況】**その他の「四半期」の箇所にあるのみである。但し、中間配当額については1株当たり中間配当額の記載に併せて1株当たり中間配当額を内書として記載する。

問4 誤り

自己資本比率を計算する際に用いる自己資本は、期末日の値を用いるのが適当である。これは、自己資本比率は期末と期末時点（ストック）における割合を示す指標であるからである。

18. 【連結包括利益計算書】

要点整理

- ・連結包括利益計算書は、期中に認識された取引及び経済的事象（資本的取引を除く）により生じた純資産の変動を表わすものである。
- ・包括利益とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引（資本取引）によらないものであるという。
- ・包括利益は、非支配株主持分を排した利益概念であることに留意する必要がある。そのため、非支配株主を有する会社の包括利益は、連結貸借対照表の純資産のうち「その他の包括利益累計額」の増減額は単純に一致しない。

- ・包括利益は、当期純利益（又は損失）とこれ以外の差額概念としてのその他の包括利益に分けられる。

そのほか、包括利益の内容は、従来、貸借対照表の純資産の部の「評価・換算差額等」として計上されていた項目と同じである。

持分法を適用する非連結子会社及び関連会社におけるその他の包括利益のうち連結財務諸表持分者の持分相当額は、持分法適用会社に対する持分相当額として一貫記載されたとされている。

- ・連結包括利益計算書は、連結損益計算書と区分して別途、連結包括利益計算書を作成する（2冊計算方式）と連結損益計算書に附設して包括利益を記載する方法（1冊計算書方式。項目名は【連結損益及び包括利益計算書】）の2つの方法がある。

注：実務上は、2冊計算方式を採用する会社が多いため、2冊計算方式を前提として解説を行う。

- ・金額は、千円又は百万円の単位で記載する。

【記載例 連結財規様式第五号の二】

その他の包括利益は下記科目で表示するが、これら以外でその他の包括利益として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもって記載することが可能		税効果の金額を控除した金額を記載するものと税効果の金額を控除する前のその他の包括利益を記載し、税効果の金額を一括して加減算した金額を記載する方法も可能	
この勘定科目から包括利益を計算		当連結会計年度 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	
当期純利益 (又は当期純損失) その他の包括利益		××× ×××	
その他有価証券評価差額 繰延ヘッジ 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額 の給付に係る調整額		××× ××× ××× ××× ××× ×× ××× ××× ××× ×××	
その他の包括利益合計		×× ×××	
包括利益 (内訳)		×× ×××	
親会社株主に係る包括利益 子会社株主に係る包括利益		×× ×× ×× ×××	
包括利益又はその他の包括利益がマイナスの場合であっても、表示科目は包括利益又はその他の包括損失と表示し金額の前に「－」を付す		包括利益には、非支配株主に属する包括利益も含まれており、そのため、連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び非支配株主に属する金額にそれぞれ区分して、連結包括利益計算書の末尾	

▶▶▶ 確認問題

次の各問に「○」または「×」を判定しなさい。

- 問1 連結包括利益計算書は、期中に認識された取引及び偶発的事象（資本的取引を除く）によって生じた純資産の変動を報告する。
- 問2 包括利益は、当期純利益（又は損失）金額とその他の包括利益の項目の金額を加減算して記載する。
- 問3 包括利益には、非支配株主に属する金額は含まれない。
- 問4 包括利益又はその他の包括損失の場合、表示科目は包括損失又はその他の包括損失と表示する。

▶▶▶解説

問1 正しい

下記コラムの包括利益の概念図で「△」を把握して欲しい。

問2 正しい

なお、1 計算書方式の場合、親会社株主に帰属する当期純利益から非支配株主に帰属する当期純利益を引減算し、当期純利益（損失）を算出してから計算される。

問3 誤り

包括利益は非支配株主に帰属した利益概念である。

連結貸借対照表と連結損益計算書との関係のとおりとなる。

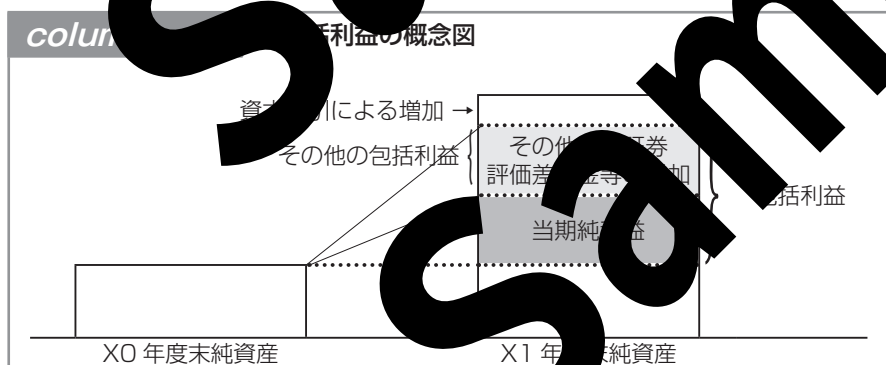
項目	親会社	子会社		持分適用会社 「持分適用会社」
		親会社持分	非支配株主持分	
「その他の包括利益累計額」(貸借対照表)	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる
「その他の包括利益」(包括利益を表す計算書)	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる(※1)
「その他の包括利益」(包括利益を表す計算書)	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる(※2)

(※1) 「非支配株主持分」に含まれる。

(※2) その他の包括利益の内訳項目「持分適用会社」に対して、持分相当額として表示される。

問4 誤り

包括利益又はその他の包括利益がマイナスの場合であっても、表示科目は包括利益又はその他の包括利益と表示し、金額の前に「△」を付して対応する。



記載例

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長財換太郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び監査の実施基準の設定について（意見書）」において、内部統制を整備及び運用している。

財務報告に係る内部統制の基本的
枠組みに関する事項を記載

代表者及び最高財務責任者（※１）が財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨

財務報告に係る内部統制を整備及び運用
する際の準拠した基準の名称
財務報告に係る内部統制により財務報告
の虚偽の記載を完全には防止発見できな
い可能性がある旨

2【評価の範囲、基準日及び評価】に関する事

財務報告に係る内部統制の評価は、前年度の財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、前年度の財務報告に係る内部統制の評価に

評価範囲、評価及び計画の継続に重要な影響を及ぼす業務プロセスを特定され、そのプロセスを

基準日（※2）

一般に公正妥当と認められる報告に
る内部統制の評価基準を善処し
評価手続の
内部統制の評価に適用（な

3 【評価結果】

の評価の、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る、効力である判断した。

評価に関する事項を記載

管理参考

4【事項】

ありません。

付記事項を記載（※4）

財務報告に係る内部統制の有効性の評価
に重要な影響を及ぼす後発事象

第○年度の報告書に開示すべき重要な事
 備を○すること。実施された措置が
 ある場合にはその内容

【特記事項】

該当事項はありません。

特記事項有 無 (※4)

特記すべき事項がある場合には、その内容及び内容

(2014 年度) 財務報告実務検定公 1 テキスト中心な型 & チェックリスト編 25 ページ抜粋

(※1) されていない場合には、代表者のみの訂

(※2) 内部統制の評価時点 事業年度の末日であるため、当該年度を記載

(※3) 全社的な内部統制の範囲及び業務プロセスに係る評価範囲について、具体的に記載する。取得できない事情により財務報告に内部統制の範囲について

いて十分な手続が実施できなかった場合はその（その）を記載

(※4) 該当する事項がない場合は、該当しない旨を記載

内部統制報告制度のプロセス

ポイント



column

経営指標等

決算短信では経営指標等に関する出題がなされる。他の箇所でも記載された経営指標等もあるが、もう一度おさらいの目的で主要な指標一覧を確認しておきたい。

【経営指標等の計算式】

経営成績の判断等に用いる指標（効率的・収益性）

$$\text{自己資本当期純利益率} = \frac{\text{自己資本に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2 (\ast 1)} \times 100$$

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$$

$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$$

財政状態の判断等に用いる指標（財務安定性・株主還元）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本} (\ast 1)}{\text{期末資産の部合計}} \times 100$$

$$\text{1株当たり連結当期純利益} = \frac{\text{普通株式に係る1株当たり個別純利益} (\ast 2)}{1 \text{株当たり連結当期純利益}}$$

$$\text{純資産配当率} = \frac{\text{普通株式に係る1株当たり個別配当金} (\ast 2)}{(\text{期首1株当たり連結純資産} + \text{期末1株当たり連結純資産}) \div 2} \times 100$$

$$\text{キャッシュ・フロー対有利子負債比率} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{営業キャッシュ・フロー}}$$

$$\text{インベスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業キャッシュ・フロー}}{\text{利払い}}$$

(※1) 自己資本は純資産から株式引受権・新株予約権・非支配株持分の消去額を算出する

(※2) 分子の配当金は単価ベースの金額で計算する

【経営指標等の略称集】

- ・ 1株当たり当期純利益 (EPS)
- ・ 株主資本利益率 (ROE)
- ・ 総資産当期純利益率 (ROA)
- ・ 株価純資産倍率 (PBR)
- ・ 株主資本配当率 (DOE)

この章では、財務報告実務検定試験に慣れるため、実際に出題される形式の問題を解いていただきたい。問題は選択問題と計算問題の2種類がある。選択問題の出題形式は、大別すると以下の形態に分類される。

- ・ 適切もしくは不適切な記述の選択問題を選ぶもの
- ・ 順番を並び替え、並び替え順が指定した順番と選ぶもの
- ・ 適切もしくは不適切な記述の個数を選ぶもの
- ・ 特定の条件の下で選出するべき項目や、選出できる項目を選ぶもの

また、計算問題は小問形式により作成され、PC画面上の電卓を利用して計算することとなる。

第1問

会社法に基づく本決算スケジュールに関して、次の項目を正しい場合、正しいものを2つ選びなさい。

- a 会計監査人が監査役会及び取締役会に会計監査報告書を提出する。
- b 取締役が計算書類及び附属明細書を会計監査人と監査役に提出する。
- c 株主総会招集通知を発送する。
- d 監査役会が監査報告書を取締役会及び会計監査人に提出する。
- e 取締役が事業報告及びその附属明細書を作成し、監査役に提出する。

選択肢1 a

選択肢2 b

選択肢3 c

選択肢4 d

第1問 解答及び解説

解答： 4

解説： 本問は、会社法に基づく決算スケジュールに関する知識を問う問題である。ポイントは、各機関の役割、必要書類を何処に提出するかを正確に理解しておくことである。

取締役が作成した計算書類については、会計監査人が監査を行い、その

結果を取締役会及び監査役会に監査報告書として提出する。監査役は、会計監査の結果を受けて監査役としての監査意見を表明することになる。また、取締役会が作成した事業報告については、会計監査の対象ではないため、監査役に提出されず監査役へ監査に供されることになる。

順番としては、 $b \rightarrow a \rightarrow c \rightarrow d \rightarrow e$ 、 $c \rightarrow b \rightarrow a \rightarrow d \rightarrow e$ であるが、4番目はいずれもdで

第2問

金融商品取引法、会社法、適時開示に関する本決算スケジュールに於ける次の項目を適切な場合の正しい順序を選びなさい。

- a 決算短信の添付
- b 有価証券報告書の提出
- c 財務諸表並びに内部統制報告書に関する公認会計士の監査報告書の添付
- d 株主総会招集通知の発送
- e 会計監査人の監査報告書の受領

- 選択肢1 $c \rightarrow d \rightarrow a \rightarrow e \rightarrow b$
- 選択肢2 $a \rightarrow e \rightarrow d$
- 選択肢3 $a \rightarrow c \rightarrow e \rightarrow b$
- 選択肢4 $c \rightarrow b \rightarrow a \rightarrow e \rightarrow d$

第2問 解答と解説

解答： 2

解説： 本問は、金融商品取引法、会社法、適時開示に関する本決算スケジュールに関する理解を問う問題である。

決算短信については、適時開示するものであり監査報告書の添付は要求されていない。会社法においては株主総会招集通知に添付するものとして会計監査人の監査報告書を添付するが、金融商品取引法においては有価証券報告書に添付するものとして財務諸表並びに内部統制報告書に関する公

【資料C】 株式等に関する情報の一部

	前連結会計年度	当連結会計年度
希薄化効果	あり	あり
期末発行可能株式総数	500,000 株	500,000 株
期末発行済株式数	150,000 株	150,000 株
期中平均発行済株式数	150,000 株	150,000 株
期中平均株式数	138,000 株	136,000 株
期末自己株式数	13,000 株	15,000 株
期中平均自己株式数	12,000 株	14,000 株
潜在株式に係る権利行使後定数による普通株式増加数	23,000 株	21,000 株
期末時点の株主総数	118,000 人	120,000 人
期中平均株価	121,000 円	110,000 円

【資料D】 解答及び解説

本問を解くにあたっては、前連結会計年度第1四半期の資料は与えられていない。したがって、解答を導くために必要な情報は何かを推定する情報に頼ることが予め明確にしていくことで解答時間を短縮できる。

小問1

解答：9,117.65 円

解説：1 株当たり当期純利益は、以下の算定式により求める。

$$\begin{aligned}
 & 1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{当期純利益} - \text{普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}} \\
 & = \frac{83,000,000 \text{ 円}}{9,117.65 \text{ 株}} \\
 & = 9,117.65 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

小問2

解答：7,898.09 円

解説：潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、以下の算定式により求める。

【検定主催団体について】

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する、が国初試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新の上場企業創出を目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会は、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的・作成要領、データの関連性、さらには決算・財務報告プロセスに必要な内部統制まで、広範囲かつ体系的に網羅している。を問う「財務報告実務検定【開示様式編】（旧財務報告実務検定）」は、連結財務諸表を作成する際に必要となる「基資料（連結・単独・連結・持分対象会社の情報収集、海外子会社・関連会社の決算、取引や債権債務の含表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータのフローや手順、XBRL の実務を含む開示のノウハウ」とした“連結財務諸表を作成・開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】（2016年1月1日より試験開始）」を開発・公表しています。

【著者プロフィール】

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーであり、私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼されています。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えることを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体として多数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した法人です。アーンスト・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、お客様には提供していません。詳しくは ey.co.jp をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなども提供しています。詳しくは www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

©2021 Ernst & Young ShinNihon
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的として作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行使するものではありません。EY新日本有限責任監査法人は、他のEYメンバーファームと、皆本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

【著者紹介】

監修	三浦 浩二（みづら・こうじ・まさる）		
編集代表	菅 野 浩一（すがのま・あつし）		
	松本雄一（まつもと・ゆういち）		
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）		
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ）		小畑 旭（おばか・あさひ）
	桑原美佳（くわばら・みか）		山根橋秀樹（やまねはし・ひでのり）
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）		

2021年 1月18日 初版第1刷発行
2021年 8月 1日 第13刷発行

財務報告実務検定・開示理解編 重要ポイント&精選問題

編著 EY 新日本有限責任監査法人
著者 岩村 信 寿
発行所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座7丁目1番1号
「アーケ銀座ビルディング」6階
TEL 03(4570)1551
FAX 03(6745)1551

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用すること、著作権者等の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じます。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本IPO実務検定委員会にございます。
- ・本書の一部または全部をあらゆる手段（印刷、複製、電子メール、インターネット等）により、複製及び転載、また、第三者への譲渡する事を禁じます。